

## 第 4 5 号議案

東京都台東区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 1 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、職員の減給に関し、規定の整備を図るため提出します。

## 東京都台東区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の懲戒に関する条例（昭和35年3月台東区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、「報酬を除く。）」の次に「とする。以下同じ。」を、「減ずるものとする。」の次に「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」を加える。

### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。